

糸魚川市地域防災計画の修正概要

1. 全体概要

(1) 見直しの経過

糸魚川市地域防災計画は、平成 25 年 7 月に国の防災基本計画及び新潟県地域防災計画と整合を図り、東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の強化・推進に関する事項を盛り込んだ全面改正を行いました。

今回の修正は、昨年度の全面改正以降に、災害対策基本法の再改正（平成 25 年 6 月）の内容を反映して新潟県地域防災計画が改正されたことを受け、法や上位計画と整合を図るために次の改正を行うものです。

- ① 既存計画の一部修正
- ② 「津波災害対策編」「原子力災害対策編」の新設と「火山災害対策」の全面改訂
(昨年度の防災会議で、平成 26 年度に策定することとした事項)

(2) 地域防災計画の構成

改正前（6 編構成）	改正後（8 編構成）
○総則編	○総則編
○震災対策編	○震災対策編
○風水害対策編	○津波災害対策編【新設】
○個別災害対策編	○風水害対策編
・水防対策	○個別災害対策編
・雪害対策	・水防対策
・林野火災対策	・雪害対策
・火山災害対策	・林野火災対策
○化学工業地域災害対策編	・火山災害対策【改訂】
○資料編	○化学工業地域災害対策編
	○原子力災害対策編【新設】
	○資料編

2. 修正のポイント

(1) 既存計画の一部修正（総則編・震災対策編・風水害対策編・個別災害対策編）

災害対策基本法等の改正を踏まえた記載内容の修正

① 文言等の修正、法律等の規定内容の追記

- ・「災害時要援護者」から「要配慮者」「避難行動要支援者」に修正
(各編共通事項：「共通用語」のページを新規策定)
- ・気象業務法改正により「特別警報」等について記載追加
(風水害対策編 第 3 章第 3 節「気象情報等伝達計画」、個別災害対策編 第 2 章第 3 節「降雪等に関する気象注意報・警報及び予報」)

- ・水防法改正により、市が行う水防活動への河川管理者の協力事項を明記
(風水害対策編 第3章第17節「水防活動計画」)

② 平素からの防災への取組の強化

- ・「減災」の考え方の明記などによる防災の基本理念の明確化
- ・住民等が地区防災計画を提案できること(災対法第42条の2)について追記
(総則編 第1章第2節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」)
- ・緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動、地震情報の種類とその内容等について追記
(震災対策編 第2章冒頭「緊急地震速報と地震情報」)

③ 市民等の円滑かつ安全な避難の確保

- ・警戒区域設定の実施者や実施方法等について追記
(震災対策編 第3章第7節「市民等避難計画」、風水害対策編 第3章第9節)
- ・避難先について、用途に応じた「指定緊急避難場所」「指定避難所」等の区分及び考え方を明記
(各編共通事項:「共通用語」のページを新規策定)
(震災対策編 第2章第25節「避難体制の整備」、風水害対策編 第2章第26節)
(資料編「10 避難に関する資料」の見直し予定)
- ・避難行動要支援者名簿について、本人からの同意を得て関係者にあらかじめ情報提供すること、災害時には同意の有無にかかわらず名簿を有効に活用し避難支援を行うこと等、法制化された内容について明記
(震災対策編 第2章第26節「要配慮者の安全確保計画」、第3章第24節「要配慮者の応急対策」)
- ・外国人旅行者等の避難誘導體制、情報伝達体制等の整備について追記
(震災対策編 第2章第26節「要配慮者の安全確保計画」)

④ 被災者保護対策の改善

- ・男女共同参画、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営について追記
(震災対策編 第3章第8節「避難所運営計画」)
- ・被災者台帳の導入等を検討し、被災者対応能力の向上に努めることを追記
(震災対策編 第4章第1節「民生安定化対策」)
- ・市は、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行することについて文言を改善
(震災対策編 第4章第1節「民生安定化対策」)

⑤ 大規模広域的災害を想定した対策の強化

- ・市が災害対応力を喪失したときの県・国による応急措置の代行について明記
(震災対策編 第3章第2節「防災関係機関の相互協力体制」)
- ・大規模災害からの復興に関する法律の活用について追記
(震災対策編 第4章第4節「災害復興対策」)

(2) 津波災害対策編（新設）

新潟県地域防災計画の「津波災害対策編」が本年3月に新規策定されたことから、県計画と整合を図り独立した編として新設するもの。

〈主なポイント〉

- ・ 県の示す地域特性を踏まえた対策の方向性について明記
（津波災害対策編 第1章第2節「地形特性に応じた対策の方向性」）
- ・ 津波防災地域づくり法に規定する内容とその対応について明記
（津波災害対策編 第1章第3節「津波防災地域づくりの推進に関する対応方針」）
- ・ 津波災害時に迅速な率先避難、声掛け等について明記
（津波災害対策編 第1章第2節「地形特性に応じた対策の方向性」）
（津波災害対策編 第2章第1節「防災教育・訓練」）
（津波災害対策編 第2章第24節「避難体制の整備」）
（津波災害対策編 第3章第6節「津波避難計画」）
- ・ 津波の想定や予測の不確実性、津波警報等の精度の限界等について明記
（津波災害対策編 第3章第6節「津波避難計画」）
- ・ 行政機能の保全について明記
（津波災害対策編 第2章第31節「行政機能の保全」）

(3) 原子力災害対策編（新設）

原子力災害対策特別措置法で規定する策定義務はないが、柏崎刈羽原子力発電所と志賀原子力発電所のほぼ中間に位置することから、原子力防災指針及び新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）との整合を図り、当市で必要となる防災対策について新たな編として新設するもの。

〈主なポイント〉

- ・ 東京電力株式会社の柏崎刈羽原子力発電所及び北陸電力の志賀原子力発電所からの放射性物質の放出を想定
（原子力災害対策編 第1章第1節「計画作成の主旨」）
（原子力災害対策編 第1章第3節「原子力災害対策を実施すべき地域の範囲」）
- ・ 情報収集、連絡体制等の整備について明記
（原子力災害対策編 第2章第3節「安全協定の適切な運用」）
（原子力災害対策編 第2章第6節「情報の収集・連絡体制等の整備」）
（原子力災害対策編 第3章第2節「情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保」）
- ・ 事象の進展に応じた市の災害対策本部等の配備体制を明記
（原子力災害対策編 第2章第7節「緊急事態応急体制の整備」）
（原子力災害対策編 第3章第3節「活動体制の確立」）

- ・屋内退避を基本とし、必要に応じて市外への避難も想定
 (原子力災害対策編 第2章第8節「屋内退避・避難体制の整備」)
 (原子力災害対策編 第3章第4節「屋内退避、避難、受入れ等の防護活動」)
- ・原子力発電所周辺市町村の広域避難を想定し、受入体制の整備を明記
 (原子力災害対策編 第2章第8節「屋内退避・避難体制の整備」)
 (原子力災害対策編 第3章第4節「屋内退避、避難、受入れ等の防護活動」)
- ・安定ヨウ素剤の備蓄、緊急被ばく医療体制等の整備について明記
 (原子力災害対策編 第2章第11節「救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備」)

(4) 個別災害対策編〔火山災害対策〕(全面改訂)

平成25年1月に設置された「新潟焼山火山防災協議会」の位置付け等を盛り込んだ新潟県地域防災計画の火山災害対策と整合を図り、全面改訂するもの。

〈主なポイント〉

- ・火山災害対策にあたっての新潟焼山火山防災協議会の位置づけを明記
 (個別災害対策編 第4章第1節「火山災害予防計画」)
- ・噴火警報、予報、発表基準、噴火警戒レベルについて明記
 (個別災害対策編 第4章第1節「火山災害予防計画」)
- ・噴火警戒レベルに応じた主要な防災対策について明記
 (個別災害対策編 第4章第2節「火山災害応急対策」)
- ・新潟焼山火山防災協議会による避難計画策定について明記
 (個別災害対策編 第4章第1節「火山災害予防計画」、第2節「火山災害応急対策」)

3. 計画修正のスケジュール

期 日	内 容
平成26年 3月24日	防災会議委員へパブリックコメント案送付
3月25日～4月25日	パブリックコメントの実施
5月23日	糸魚川市防災会議開催【修正計画の決定】
6月10日～7月9日	パブリックコメント結果公表 (6月10日号おしらせばんで結果公表の周知)
6月中旬～下旬	新潟県知事への報告 委員等への計画書(差替ページ)の送付 市ホームページで公表
7月10日	計画修正の概要を市民へ周知 (7月10日号おしらせばん又はチラシを予定)